

令和7年度 第3回各務原市上下水道事業経営審議会 議事要旨

○日 時 令和8年3月6日(金) 15:00~16:30

○場 所 水道事業庁舎 3階会議室

○出席委員 9名

1号委員 千葉会長 竹内委員 福田委員 築瀬委員 川上委員

2号委員 森副会長 末松委員 松尾委員 川尻委員

○欠席委員 1名

2号委員 田中委員

○事務局

水道部長 水道部参与 水道総務課長 水道施設課長 水道総務課主幹 水道施設課課長補佐 水質改善対策室係長 水道総務課係長 水道施設課係長 水道総務課主事

1. 開会(事務局)

1名の委員が欠席であるが、審議会の成立条件を満たしていることを報告

2. 会長挨拶

3. 部長挨拶

4. 報告事項

「各務原市水道事業経営戦略について」

(事務局説明)

質疑応答

【委員】

3点質問がある。

1点目は、資料1ページの1.総括に「これまで水道事業として示したことがない長期的な見通し」とあるが、なぜ今回長期的な見通しを作ることとしたのか。

2点目は、3ページの4.収益的収支(3条予算)の料金改定を無とした場合のグラフについて、令和27年から28年にかけて収支の悪化がやや目立つが原因は何か。

3点目は、7ページの企業債について、企業債の借入を行う際は借入期間や金利等の条件はどのように決定されるのか。市で決められるのか。国から示されるものがあるのか。

【事務局】

1点目について、現在の経営戦略が平成29年度から令和8年度前の10カ年で策定されているように、これまでは長くても10カ年の計画であった。しかし、10年ではスパンが短く、例えば2点目の質問にあった3ページのグラフで令和27年以降収支が悪化するということを見通すことができないため、長期の計画を作成した。また、国も計画策定にあたっては30年から50年の財政収支の見通しを立てるよう示している。国は施設の耐用年数を意識しており、ローリングする程度は見込みを作成すべきとしている。そういった理由で今回初めて30年という計画を作成した。

2点目について、今年度、管路の更新計画を詳細に詰めた結果、令和27年度あたりから事業費を増やさないといけない時期にあたるため令和27年度から支出増となっている。

3点目について、一般会計を含め地方自治体が企業債を借りる際は、最大これだけでこの事業にこういう年数以内で、といった条件で借り入れ予定を示す。その上で財政が健全な団体であれば、国が「許可」ではなく、その条件でよいと「同意」をする。借入先については、公的資金を借りるのか、民間からの借りるのかという大きな分けがある。ほんの数年前までは公的資金、財政融資資金は、民間に比べて利率は非常に有利で、皆が借りたいと思う状況であった。0.数パーセントという水準で圧倒的に安かった。なお、当然、借入年数が長くなればなるほどリスクが高くなるので、利率は高くはなる。公的資金は、毎月、借入年数等の条件ごとに利率が公表されるので、その条件で借入をするということになる。民間で借入を行う場合は、実際に下水道事業でも一般会計でも行っているが、条件を示し、利率の入札を行う。入札によって最もこちらが有利である一番利率が低いところから借入を行う。民間と公的資金どちらを選ぶかというのは非常に難しく、もしかすると中期対策の本体の借入する来年の今頃だと民間の方が有利かもしれない。その時に最も負担が少ないものを選んでいきたいと考えている。

【委員】

利益がマイナスになっていく状況で、運営方式も体制も現行のままの見込みで30年の計画とするのか、4年ごとに見直していくというように途中で計画や運営方式について議論していくのか、どういう考えか。

【事務局】

何か大きな動きがあり必要になれば、その都度軌道修正を図っていく。現時点ではこの先に運営方針の大きな変化や、広域化による合併が行われるといったことが現実的に見込まれないため、あくまで今の条件で見込める範囲で示し、4年ごとに最新の状況を取り入れていくことで、現実に近いものにしていく。

【委員】

収入と支出のみで計画を立てるのではなく、IT や AI 技術の活用について計画のなかに取り入れたほうが良いのではないかと。例えば漏水箇所の状況確認や工事の優先順位を決める際に、IT や AI 技術を活用している事例がいくつかあるように聞いている。そういうものも取り入れ、改善していくことで、より前向きな議論になるのではないかと。

【事務局】

IT や AI 技術ではないが、例えば次亜塩素酸の共同購入について県内で協議されている。広域化の取り組みとして少しでも経費圧縮ができないか検討されているが、契約形態等未解決の課題もあり、本計画に盛り込めてはいない。

【事務局】

供給した水の 100 パーセントに近い分を料金回収できれば良いが有収率はかなり下がってきている。漏水が原因であると考えている。水道管の法定耐用年数は 40 年であるが、各務原市ではダクタイル鋳鉄管というかなり質の良いものを使用している。かつ錆防止のためにポリエチレンスリーブというビニールで包み、より長期間使用できるような取り組みを 30 年ほど前から行っている。したがって、法定耐用年数ではなく、実態の耐用年数に置き換えて考えるべきである。他市ではダクタイル鋳鉄管は 100 年持つと言われており、そういったものを参考に 100 年に置き換えて更新計画を立てていこうと考えている。

収入面については人口が右肩下がりである以上、水道事業単独ではなく、各務原市として人口減少に対する政策に取り組んでいくことが大切であると考えている。

【委員】

今後、人口減少や高齢化が進み、空き家の増加が懸念される。また世界情勢の変化のスピードや災害が多発していることを考えると 4 年ではなくもっと短期で計画を見直しを検討しても良いと思う。

【委員】

補填残高の適正規模は一律な基準等ないとあるが、20～25 億円を確保すべきとした根拠は何か。

【事務局】

災害の規模や自治体の施設の状況にも左右されるため、基準というものはない。20～25 億円という金額も大災害が発生すれば足りないこともありうる。一方、例えば 50 億円を目指すとしても、料金負担が間接的に大きくなっていくため、まずは料金 1 年分の確保を目標に設定した。

【委員】

例えば東海地震とか東南海地震は 30 年のうちに発生確率が 70 何パーセントや 80 何パーセントと言われるが、2007 年の政府の地震調査会で初めて言われたようである。そうすると 2037 年までに地震が 7、8 割の確率で発生すると考えられ、できるだけ早

くこの 20 億円なり 25 億円を確保する必要があるのではないか。そのあたりも考慮し、計画の前倒しについても検討していただきたい。

【委員】

人口減が想定され、管の工事費用は現状と変わらず発生するとすると、人口が減少してから料金を上げるのではなく、少しでも人口の多い今から上げていくほうが各世帯の負担は減ると思われるが、直近で料金改定しないのはなぜか。

【事務局】

自己資金の早期確保には企業債の借入が適しているが、借入をした時代の利息負担が急激に増加し、その時代の料金を支払う市民の負担も急激に増加する可能性がある。借入額の増減を急激に行わず、ゆるやかにすることで世代間の負担の公平化を図りたいと考える。

【事務局】

水道事業は市民が生活するうえで基本的な部分であり、低廉な料金で安定的に運営されることが大切である。当然であるが管路の更新はやらないわけにはいかず、いかに平準化して収入と支出のバランスをとっていくかということを考えていく必要がある。ポイントとしては、突発的な事案に対応できるよう純利益を 1 億円程度は確保する。また、補填財源を確保する。過去には補填財源が 20 億円や 30 億円確保していた時代もあったが、人口が減ってきて補填財源が底をつきつつあるという状況となった。補填財源を確保し、純利益も確保するというバランスをとっていきたい。今回、長期間で財政計画を見た時に短期的な目標が確認できた。この計画の後半部分については不確定要素も多く、財務的には厳しくなることが想定されるため、10 年後にはその時の相場をもって考えなければいけない。30 年の計画作成によりリスクの可視化とリスクに対応した方針の策定ができた。

【委員】

水道事業では災害時等に備え積立金を行わないのか。

【事務局】

基金は取り崩す際、いつどのような事業に充てるかを明確にする必要がある。現状、規模の大きな事業に利用したいと考えている。災害等突発的な対応が必要となる際は、すぐに取り崩すことができる補填財源で対応する方針である。

【委員】

利益が出る場合は、年度内に使い切るのではなく、災害等のために積極的に積立を行っていくべきと首相も言っており、災害時のための基金を積み増ししてはどうか。

【事務局】

ご指摘いただいたように災害対策として基金の活用等、検討していくべきものが他にもあることは承知しているが、今回の経営戦略策定は 30 年の長期の見通しを立

て、現時点で考えうる大型事業に必要な資金を確保するための計画を立てた。今後計画の見直しをしていくなかで検討していきたい。

「水質改善処理施設整備事業工事発注状況等について」

(事務局説明)

「令和8年4月からの本審議会委員について」

(事務局説明)

その他質疑応答

【委員】

12月の議会で議決された水道料金減免事業の5億2百万円の具体的な方法は決まっているか。また、少し前の新聞記事でPFASの基準値を超えた箇所があったと掲載されていたと記憶しているが、水道事業に何か影響してくるのか、サンプリングや新たな水源地の確保等どのような目的のために行っているのか。

【事務局】

1点目について、偶数月の検針の方は4, 6, 8, 10月、奇数月の検針の方は5, 7, 9, 11月の8ヵ月間、基本料金を免除する。申し込みは不要で、個人・法人を問わず対象となる。共同住宅の場合で受水槽で取水し個々の入居者へ水を配る場合は、市と大家との契約となるため市が大家へ請求する料金から基本料金が差し引かれる。

【事務局】

2点目について、PFASが検出された井戸の周辺500メートルの範囲の井戸を県(環境部局)が調査しているもので、市の水道事業に影響があるものではない。

【事務局】

市の長期対策として新たな水源開発の検討を行っているが、今回の基準値が超えた井戸の調査とは関係のないもの。

なお、基本料金の減免期間8ヶ月は県内最長である。

【委員】

基本料金の減免について、交付金はいつ市に入るのか。

【事務局】

水道料金減免事業終了後、減免件数や金額を報告し、それをもって国から交付金が入る。